

沖縄県貸切バス活用支援事業における登録事業者取扱要領

(趣旨)

- 第1条** 沖縄県貸切バス活用支援事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)
第2条第1項の規定に基づき、登録事業者の取扱については、この要領の定めるところによる。

(申請)

- 第2条** 沖縄県貸切バス活用支援事業(以下「本事業」という。)の補助事業者に登録を希望するバス事業者は、次のとおり、登録申請書を提出しなければならない。

- (1) 申請期限 令和4年6月29日から令和4年8月31日まで
ただし、申請期限までに申請することが出来ない特別な理由があり、知事が認めた場合に限り、申請期限を越えて申請することができる。
 - (2) 申請先 沖縄県貸切バス活用支援事業登録事務局(沖縄県バス協会)
住所：那覇市久茂地1丁目2番地28号 よなみねビル3階
電話：098-867-2316
 - (3) 申請書類
 - ア 登録申請書
 - イ 誓約書
 - ウ 一般貸切旅客自動車運送事業にかかる許可(認可)書の写し(最新又は直近の許可(認可)書の写し)
 - エ ウの許可(認可)書を受けた際の申請書の写し
- 2 前項(3)の規定に関わらず、沖縄県バス協会の会員については、ウ及びエの書類を省略することができる。

(公表)

- 第3条** 沖縄県貸切バス活用支援事業事務局は、前条の登録申請書の確認を行い、交付要綱に基づき、本事業の補助事業者に該当すると判断したときは、本事業の登録事業者として、ホームページ上で公表するものとする。

(登録事業者の変更)

- 第4条** 本事業の登録事業者となった貸切バス事業者において、名称、所在地等を変更した場合は、速やかに、第2条の規定を準用し、変更申請書を提出するものとし、沖縄県貸切バス活用支援事業事務局は、書類等を確認のうえ、登録内容を変更するものとする。

(登録事業者の取消)

- 第5条** 本事業の登録事業者となった貸切バス事業者において、法令、交付要綱、誓約書等に違反し、知事が本事業の補助事業者にふさわしくないと判断したときは、沖縄県貸切バス活用支援事業事務局において、速やかにホームページ上で公

表するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、沖縄県貸切バス活用支援事業の登録事業者
に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和4年6月24日から施行する。
- 2 この要領は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。